

「明日の安心と成長のための 緊急経済対策」の概要

平成21年12月
内閣府

<目次>

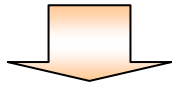
現下の情勢	・・・ 2
<具体的な対策一覧>	・・・ 5
I．雇用	・・・ 7
II．環境	・・・29
III．景気	・・・50
IV．生活の安心確保	・・・64
V．地方支援	・・・71
VI．「国民潜在力」の発揮	・・・72

現下の情勢

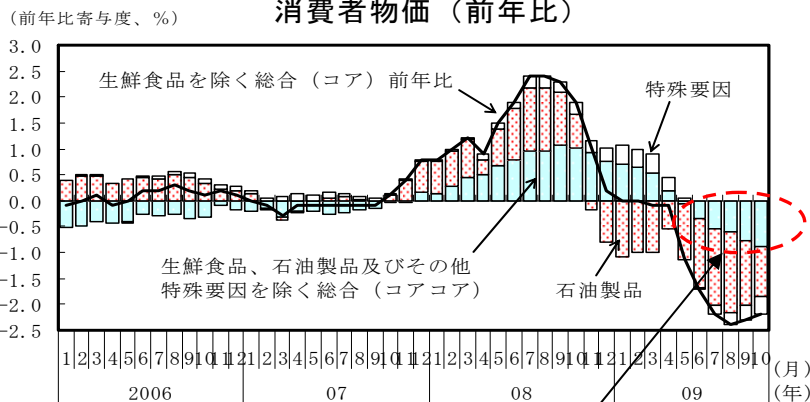
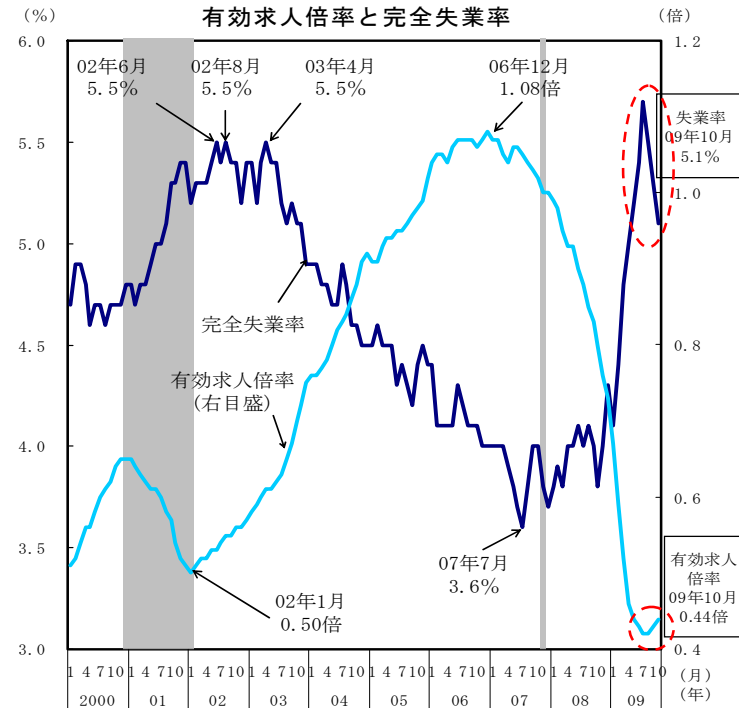
○失業率が高水準で推移し、雇用情勢は依然として厳しい

○下記等の物価の動向を総合すると、緩やかなデフレ状況にある

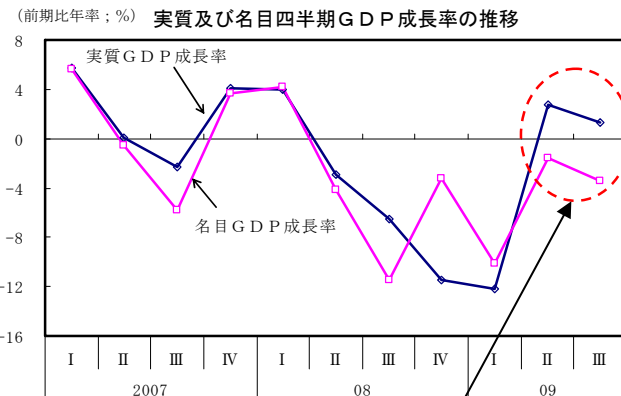
- ・消費者物価(コアコア)が7ヶ月連続で前月比マイナス
 - ・名目GDP成長率が実質GDP成長率を下回る状況が2四半期連続
 - ・需給ギャップは依然として大幅なマイナス
- これが物価の下押し圧力



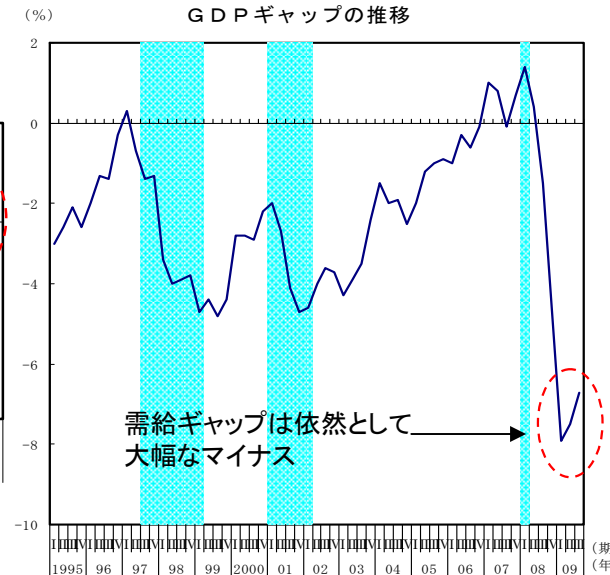
○雇用情勢の一層の悪化、デフレの影響等が懸念される



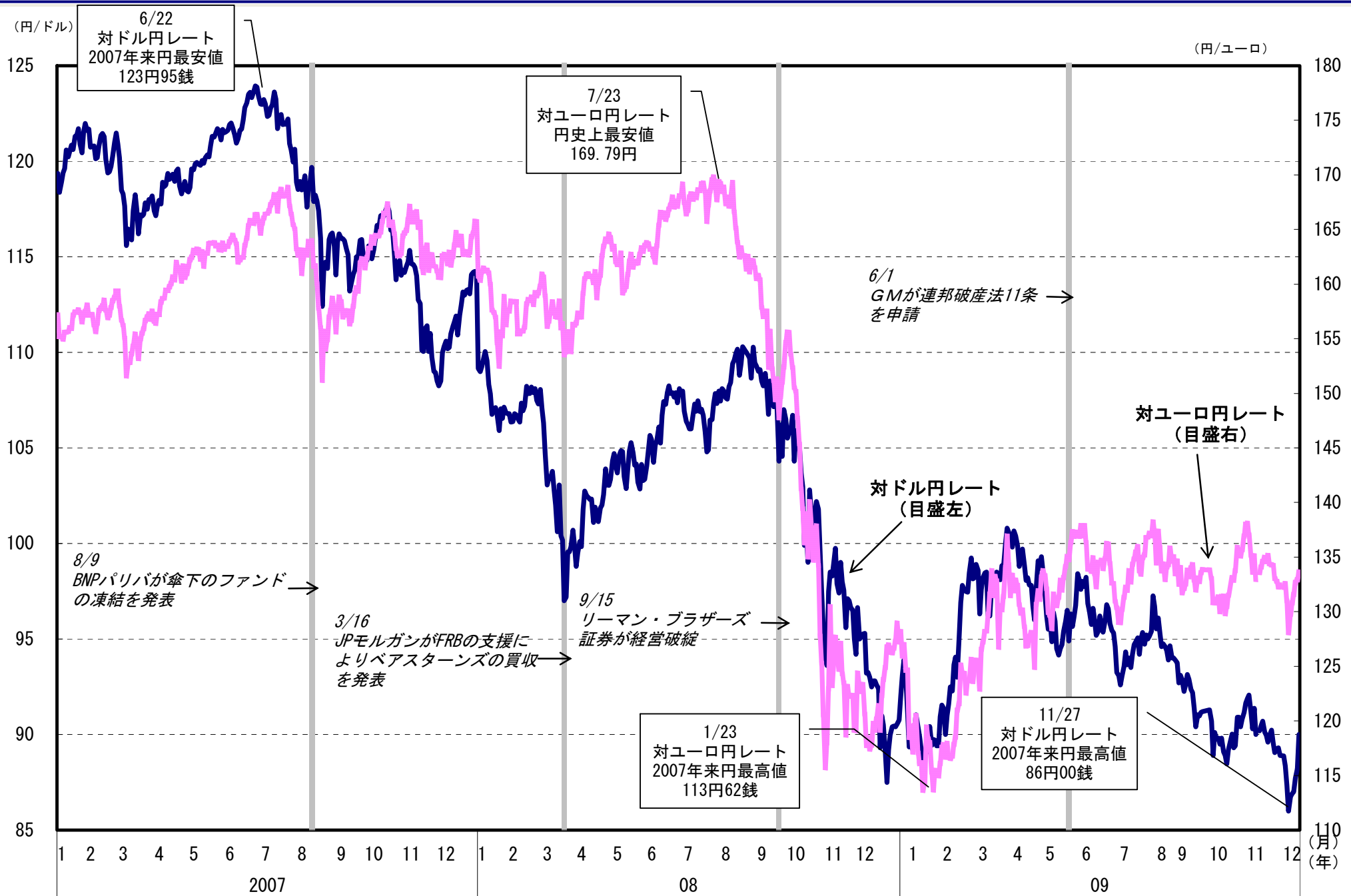
コアコアが7ヶ月連続で前月比マイナス



名目GDP成長率が実質GDP成長率を下回る
2四半期連続で下回る



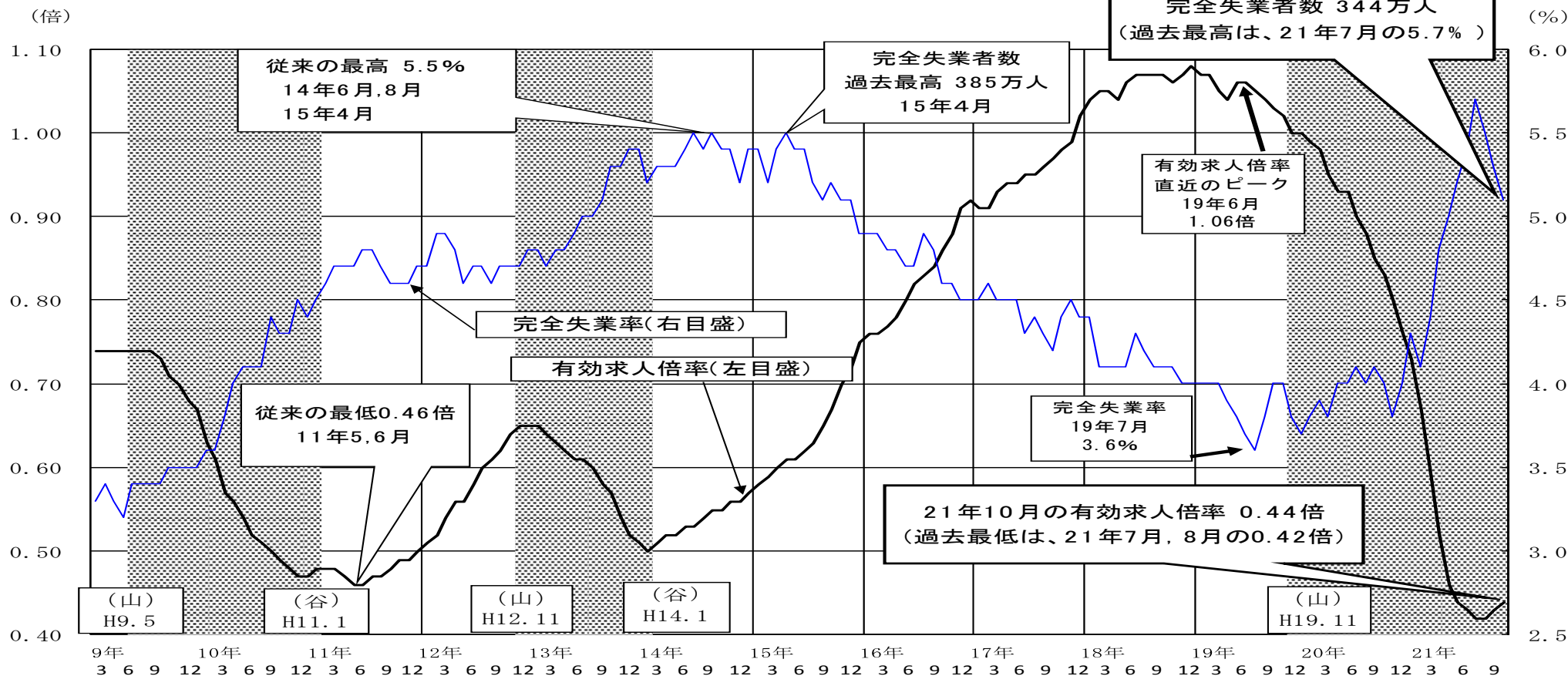
為替市場の動き(対ドル及び対ユーロ円レート推移)



—依然として厳しい状況にある—

- 製造業の過剰感も依然高水準（+37→+31）。（6月調査→9月調査）

完全失業率と有効求人倍率の動向



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期

<具体的な対策一覧>

【合計：国費7.2兆円程度・事業費24.4兆円程度】

【雇用】 国費0.6兆円程度
事業費0.6兆円程度

<緊急対応> 国費0.3兆円程度
事業費0.3兆円程度

- (1)雇用調整助成金の要件緩和
- (2)貧困・困窮者支援の強化
- (3)新卒者支援の強化
- (4)緊急雇用創造の拡充
- (5)保育サービスの拡充等女性の就労支援

<成長戦略への布石> 国費0.4兆円程度
事業費0.4兆円程度

- (1)雇用・生活保障システムの確立
- (2)「雇用戦略」の本格的な推進

【生活の安心確保】 国費0.8兆円程度
事業費1.0兆円程度

- (1)現行高齢者医療制度の負担軽減措置等
- (2)新型インフルエンザ対策の強化
- (3)医療体制の整備等
- (4)災害復旧等

【環境】 国費0.8兆円程度
事業費4.1兆円程度

<「エコ消費3本柱」の推進> 国費0.6兆円程度
事業費3.9兆円程度

- (1)家電エコポイント制度の改善
- (2)エコカー補助の延長等
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等

<成長戦略への布石> 国費0.2兆円程度
事業費0.2兆円程度

- (1)森林・林業再生の加速
- (2)環境・エネルギー技術への挑戦
- (3)交通・産業、地域の低炭素化の推進
- (4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進
- (5)資源確保支援
- (6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討
- (7)省エネ・環境基準の強化等

【地方支援】 国費3.5兆円程度
事業費3.5兆円程度

国費0.5兆円程度 事業費0.5兆円程度

- (1)地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

国費3.0兆円程度 事業費3.0兆円程度

- (2)国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

【景気】 国費1.7兆円程度
事業費18.6兆円程度

<金融対策> 国費1.2兆円程度
事業費10.4兆円程度

- (1)「景気対応緊急保証」の創設等
- (2)セーフティネット貸付等の延長・拡充
- (3)中小企業等に対する金融の円滑化
- (4)中堅・大企業の資金繰り対策
- (5)デフレ下の実質金利高への対応策
- (6)我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

<住宅投資> 国費0.5兆円程度
事業費8.2兆円程度

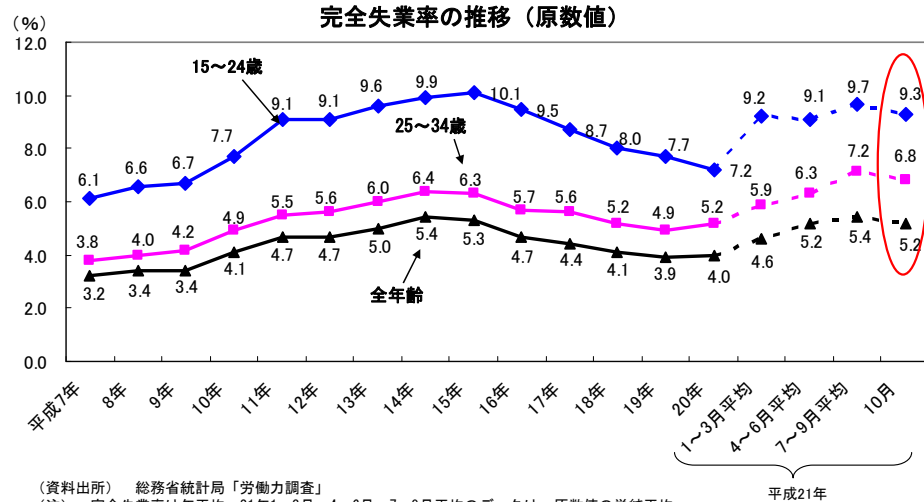
- (1)住宅金融の拡充
- (2)住宅税制の改正
- (3)住宅版エコポイント制度の創設(再掲)

【「国民潜在力」の発揮】

- (1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」
- (2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」
- (3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

現下の情勢＜新卒者の雇用状況＞

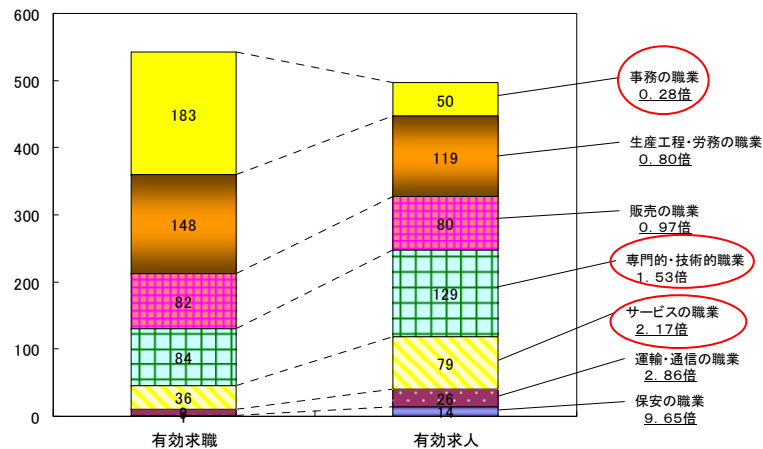
- 若年の完全失業率は急激に悪化しており、平成21年10月には24歳以下で9.3%（対前年同期比2.6ポイント増）、25～34歳層で6.8%（対前年同期比1.7ポイント増）に上昇。



- 29歳以下の若年者について、事務的職業の有効求人倍率は0.28倍である。一方で、専門的・技術的職業の有効求人倍率は1.53倍、サービスの職業は2.17倍と、職種によるミスマッチが存在。

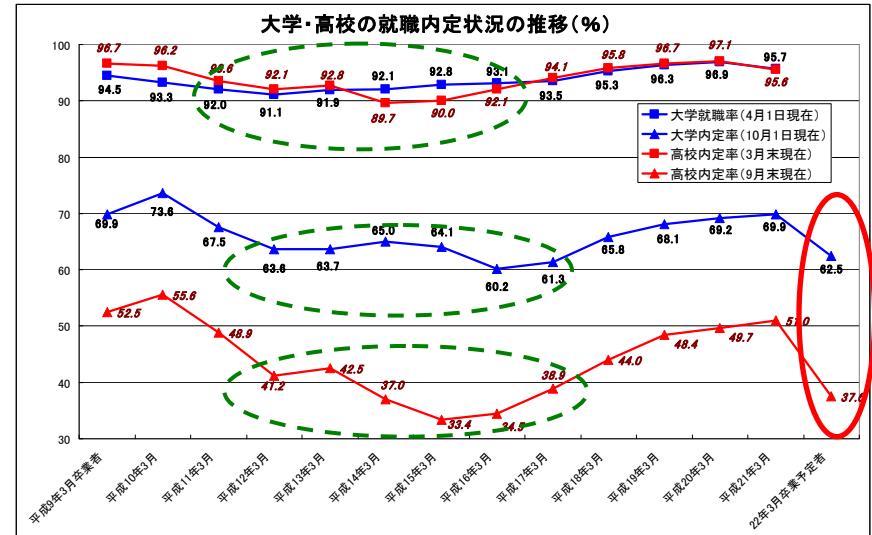
（千人）

29歳以下の求人・求職状況（平成20年度平均）



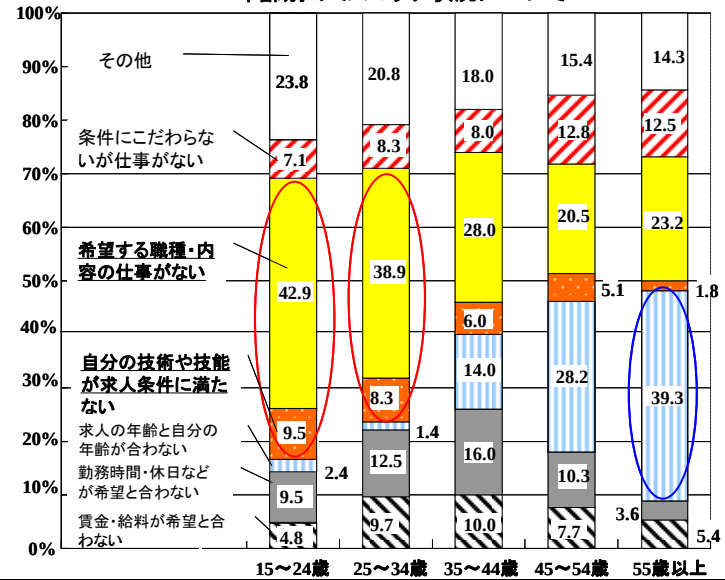
（資料出所）厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- 秋現在の内定状況からは、大学・高校卒業予定者の就職状況は厳しく、「第二のロスジェネレーション」発生のおそれ。



- 若年者が仕事につけない理由としては、他の年齢層と比較して「希望する職種・内容の仕事がない」や「自分の技術や技能が求人条件に満たない」が多く、きめ細やかな就職指導や能力開発によるミスマッチの解消が必要。

年齢別のミスマッチ状況について



I. 雇用＜雇用対策①＞

1. 緊急対応

(1) 雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

＜具体的な措置＞

雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

※現行要件：最近3ヶ月間の生産量が直前3ヶ月間又は前年同期比で原則として5%以上減少していること。

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。
- 休業等を実施する前に、実施計画を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請をすることになっている。
- 本年度の予算額は、約6,500億円。

助成内容

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:2/3 中小企業:4/5
 - ・ 労働者を解雇等していない場合は、大企業:3/4 中小企業:9/10ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,685円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 大企業:4,000円 中小企業:6,000円

実績

- 昨年12月に、雇用調整助成金の助成内容等を中小企業向けに拡充した中小企業緊急雇用安定助成金を創設して以来、利用が急増。
- その後も、事業主等の要望を踏まえ、累次に渡る支給要件の緩和等を行った結果、本年10月現在の実施計画ベースの事業所数は約85,000事業所、休業等の対象者数は約197万人となっている。

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 （平成20年度及び平成21年度）

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4 月	63	1, 343	61, 349	2, 534, 853
5 月	79	2, 601	67, 192	2, 338, 991
6 月	92	1, 774	75, 532	2, 382, 931
7 月	96	2, 429	83, 031	2, 432, 565
8 月	123	3, 060	79, 922	2, 110, 841
9 月	107	2, 970	80, 982	1, 994, 383
1 0 月	140	3, 632	84, 672	1, 972, 568
1 1 月	198	8, 598	—	—
1 2 月	1, 707	138, 549	—	—
1 月	12, 209	879, 614	—	—
2 月	29, 137	1, 865, 792	—	—
3 月	46, 558	2, 379, 069	—	—
計	90, 509	5, 289, 431	532, 680	15, 767, 132

※ 1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 本集計には出向に係る件数は含んでいない（対象者数についても同様）。

4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。

5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

I. 雇用②

(2) 貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

○実効ある貧困・困窮者支援（「第2のセーフティネット」）の確立

- ・「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援
- ・ハローワークのワンストップ相談機能の充実
(ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー(仮称)」を配置)
- ・「住まい対策」の拡充(「住宅手当」等の継続)
- ・各支援制度の運用改善
- ・職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討(後述)

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

- ・日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

第2のセーフティネット

第2のセーフティネット 住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

10万円以内

住民票・連帯保証人・写真付本人確認書類不要
金融機関口座・他制度申請受理証が要件

つなぎ資金(貸付) 上限10万円
《市町村社会福祉協議会において手続》

就職安定資金融資(貸付)
〔最大186万円〕

《ハローワークにおいて手続》

つなぎ資金(貸付) 上限10万円
《市町村社会福祉協議会において手続》

住宅手当

〔地域毎に上限額原則6か月〕

《福祉事務所を設置する自治体において手続》

+

総合支援資金貸付

上限月20万円(最長1年間)

※上限額の範囲内で必要額を貸付

《市町村社会福祉協議会において手続》

「緊急人材育成支援事業」により平成22年度まで実施
(平成23年度以降は、新たに創設する「求職者支援制度」で恒久化)

つなぎ資金(貸付) 上限10万円
《市町村社会福祉協議会において手続》

訓練・生活支援給付

月10~12万円の給付+貸付け
(上限8万円)

《ハローワークにおいて手続》

雇用保険を受給できない者の場合

再就職

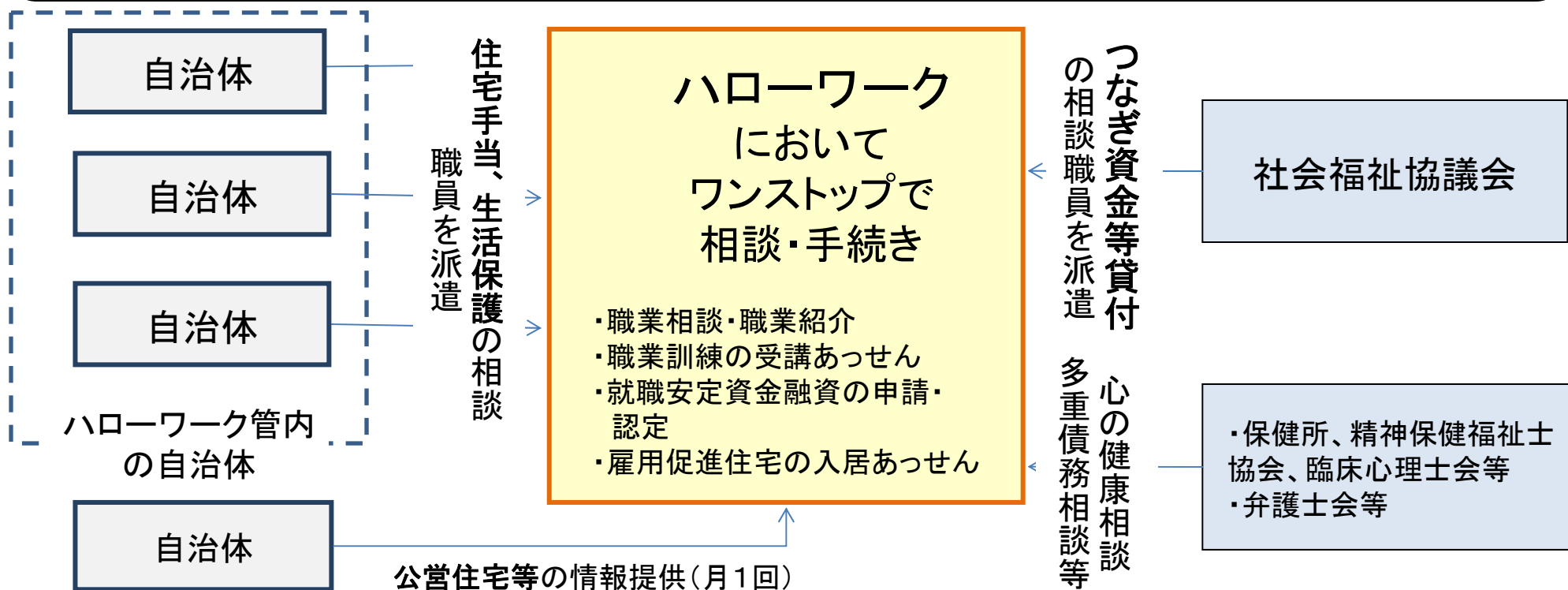
既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

これらの「住まい対策」について継続的に実施

ハローワークにおけるワンストップ・サービス・デイの実施

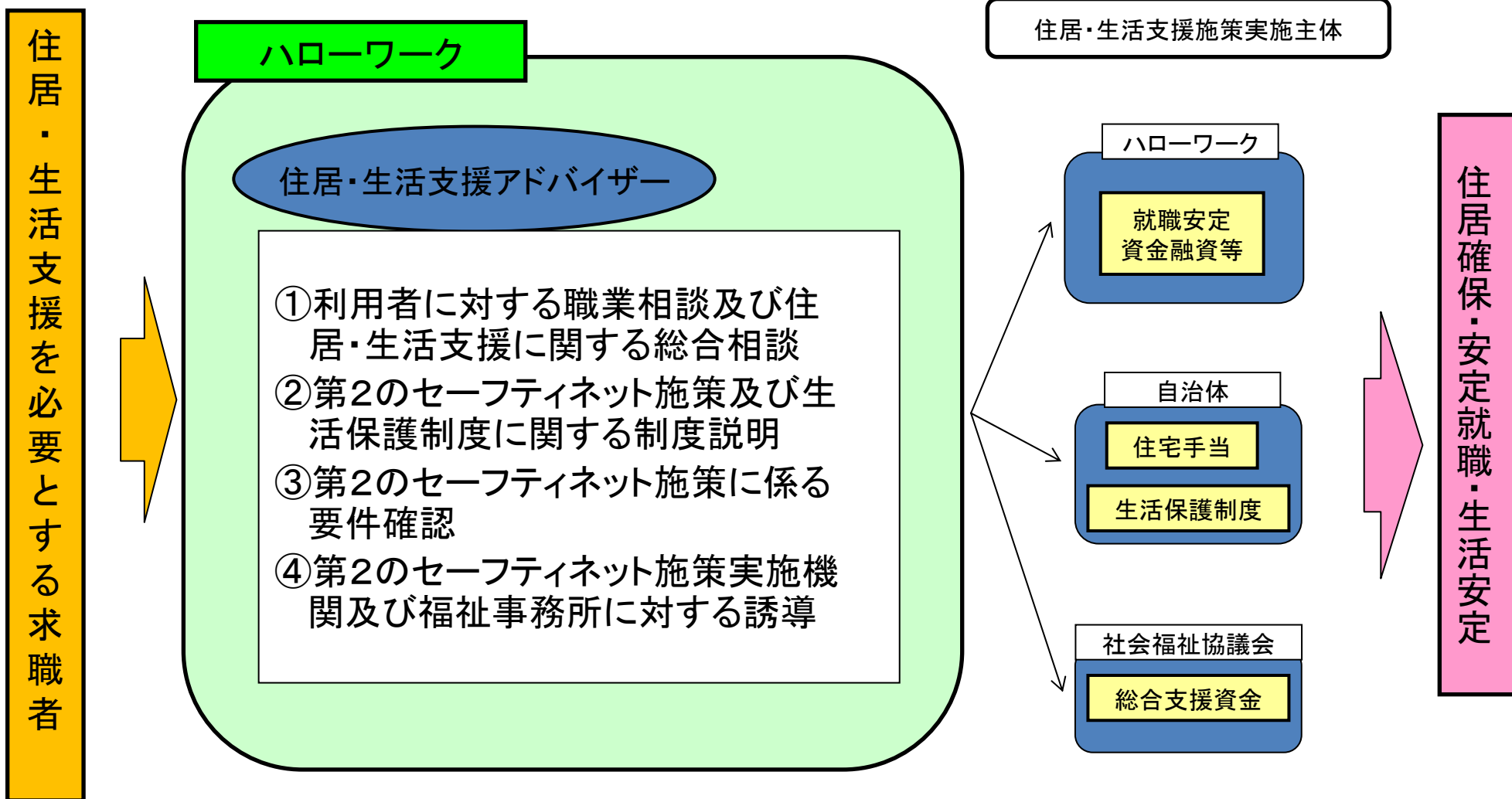
緊急雇用対策(平成21年10月23日 緊急雇用対策本部決定)

実効あるワンストップサービスとは、各種制度の相談・手続きが一箇所で行えるサービスを指す。各種制度窓口がばらばらだと、複雑な要件を熟知していない利用者にとっては、どこを訪れたらいいのかわからず、それがしばしば行政窓口による「たらい回し」を引き起こしもある。実効あるワンストップサービスの実施・普及は、「派遣村」の教訓を生かすだけでなく、利用者の視点に立った地域住民サービス向上に資するものと考えられる。



- ◆ 11月30日に、215の市区町村及び関係機関の協力を得て、全国77カ所において試行実施し、2,404名が利用
- ◆ 試行実施におけるニーズ等を踏まえ、定期開催・年末年始の開催を検討

住居・生活支援を必要とする求職者に対する ハローワークの総合相談機能の充実の概要



民事法律扶助業務の概要

援助の申込

法律相談援助

資力基準以下の人が対象
相談料は無料

登録弁護士・司法書士による
法律相談

相談だけで解決が図れるときはここで終了
審査回付のときは事件調書作成

審 査

- ・援助開始決定（代理援助又は書類作成援助）
- ・費用の立替
- ・受任者等の選任

援助要件

- ① 資力に乏しいこと
- ② 勝訴のみこみがないとはいえないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適していること

代理援助

（裁判や調停における
弁護士等の代理）

書類作成援助

（本人で裁判を起こす場合で
裁判所提出書類が必要な場合）

- ・センター、被援助者、弁護士・司法書士の三者による個別契約
- ・決定の翌月から割賦償還

事件処理

- ・裁判前の交渉の代理
- ・裁判手続の代理
- ・裁判所提出書類の作成

事件終結（審査）

- ・報酬金の決定
- ・償還方法の決定

立替金の償還

民事法律扶助の
対象となるもの
（民事裁判手続等）

民事訴訟全般
家事調停事件
労働審判事件
自己破産事件
債務整理事件
等

猶予又は免除

I. 雇用③

(3)新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援態勢の強化

- ・大学等の「就職相談員」の配置促進
- ・「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員
- ・関係機関の連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

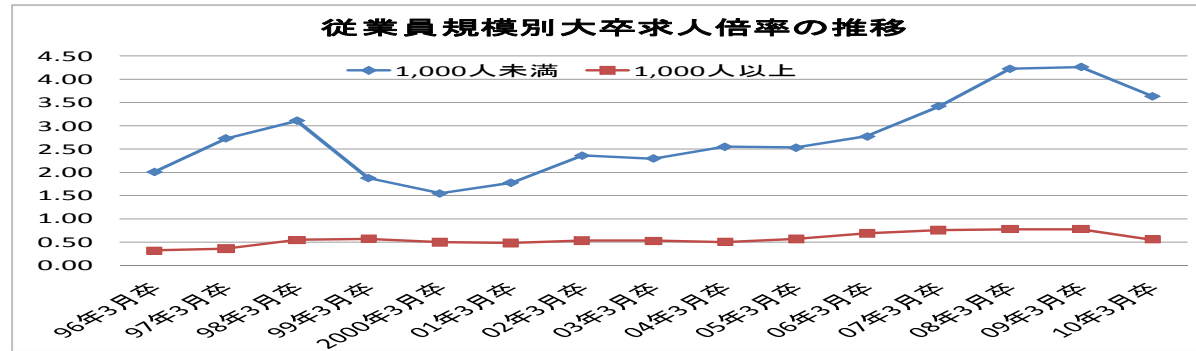
- ・就職説明会の積極的な開催と周知徹底
- ・採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速
- ・求人拡大への要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

- ・新卒者体験雇用事業の創設
 - ー 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給
- ・「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充
 - ー 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。
- ・重点分野での雇用支援
 - ー 重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

「就活支援キャンペーン」の展開

- 若年層の失業率は高く、「第二のロスジェネレーション」発生のおそれ。
- 中小企業や職種によっては、求人ニーズが充足されていない。
 - ※ 保安やサービス、専門技術は、求人倍率が相対的に高い。
- また、新卒者に対する企業の採用意欲は存在。特に1,000人未満の企業における採用意欲は高い。



【出典】大卒求人倍率調査(リクルートワークス研究所)

※ 2010年3月の大卒について、従業員1,000人以上の企業は0.55倍だが、1,000人未満の企業は3.63倍も存在。

- このため、関係府省で連携して、以下のような取り組みを実施。

①経済団体、業界団体等に対する求人拡大への要請

(労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請も実施)

②採用意欲ある中小企業の掘り起こしの加速

(「雇用創出企業」リストを年内に公表。来年4月入社及び来年度通年入社の掘り起こし)

※ 経済産業省が本年2月に公表した「雇用創出企業1,400社」においては、7,000人(うち中途採用2,000人)の採用が決定。

③魅力的な中小企業の存在等の情報発信を実施。

※ 高校、大学等での合同就職説明会と周知徹底。

採用意欲のある中小企業等の掘り起こし推進

採用意欲があり、人材育成の特色を持つ「雇用創出企業 1,400社」の選定・公表

<事業実施の背景>

○ 雇用情勢が悪化

- ・08年10－12月期の実質GDP成長率が、季調済前期比▲3.3%（年率▲12.7%）と3期連続のマイナス
- ・有効求人倍率が、11か月連続低下（12月 0.72）
- ・完全失業率が、3か月連続上昇（12月 4.4%）

○ 雇用の創出に取り組む一方、求職者を今ある求人へと繋げる こと（マッチング）も急務。雇用情勢が悪化する中でも、地 域・業種によっては求人が存在。

- 千葉県：ホームヘルパー等の家庭生活支援サービス（3.8倍）
 - 新潟県：警備員・守衛等の保安職（7.4倍）
 - 香川県：造船等の生産工程（金属加工（3.4倍）、金属溶接・溶断（5.7倍））
- ※昨年11月の有効求人倍率（出典：各労働局）

⇒ 各業種の業界団体、地方局、中小企業関係機関等を総動員して、雇用吸収力ある製造・サービス業を、1000社以上集め、その魅力を発信。



<選定基準・配布先>

○ 対象業種

ものづくり製造業、サービス業、情報処理業・製造業等、流通・小売業、農業・コミュニティビジネス、その他地域中小・中堅企業等

○ 選定基準

- ①：21年2月時点の採用意欲の有無
 - ②：人材育成の特色・方針
 - ③：従業員から見た視点・魅力
 - ④：企業の雇用やものづくり活動与える地域貢献度
- 上記①～④を選定基準とし、悪質な法令違反や大規模な派遣切りといった行がない限り、最大限、前広に掲載。

○ 配布方法・配布数

「雇用を創出するものづくり・サービス業の魅力ある企業」については、速やかにジョブカフェ等のホームページに掲載するとともに、経済産業省・厚生労働省・農林水産省の名前で、全国のジョブカフェ、ハローワーク、工業高校・高専等に配布する。

<実績>

- 回答のあった802社のうち、637社が6,965人を採用。
- また、594社が「今後の採用予定あり」としている。

（平成21年7月1日現在）

「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

※ 緊急人材育成支援事業の活用

訓練コーディネート機関
((独)雇用・能力開発機構都道府県センター)

ニーズ把握・連携

高校・大学等

都道府県

地域の産業界

訓練カリキュラム策定支援等

民間教育訓練機関

未就職卒業者向け訓練コース（新設）

- **社会人としての心がまえや就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等**を提供。
- 実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。(訓練期間6か月)
- カリキュラムイメージ

<一般科目>

- ① 基礎学力の向上(数学等)

<基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現・思考スキル、コミュニケーション力の向上
- ③ 接遇、面接指導等社会人力、就職力の向上
- ④ IT活用スキル向上(帳票作成、表計算等)
- ⑤ 事務処理能力向上(総務・経理、一般事務等)
- ⑥ ものづくり基礎力向上(基礎課題作成等)

<業界(医療、福祉、IT、販売、製造等)実習>

- ⑦ ガイダンス
- ⑧ 職場見学、職場体験、職業人講話 等

<キャリア・コンサルティングの実施>

訓練期間中に3回以上の実施

希望職種に応じ、**実践演習コース**(各業界、職種で求められる知識・技能の習得)又は**公共職業訓練**へ誘導

就

職

訓練・生活支援給付の拡充

世帯年収300万円以下の未就職卒業者に訓練期間中の生活保障 10万円／月

【現行】

・世帯年収300万円以下で、世帯構成員が全員年収200万円以下の場合、1世帯につき1名が申請可能

(参考) フランスにおける見習訓練制度(アプランティサージュ)

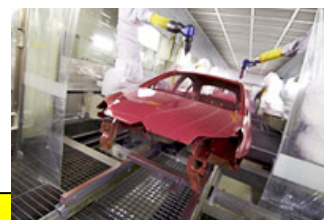


- 若年労働者の失業率が20%を超えるフランスは、15歳以上26歳未満の若者を対象に、企業内実習と見習訓練センターにおける座学を組み合わせた見習訓練制度を実施。
- 訓練期間中、受入企業が最低賃金の一定割合を見習生に支払う。受入企業にも税制等優遇措置有り。
- 1～3年程度の受講により、学士、修士等の高度な資格取得等も可能。

企業への主な支援措置

- ・見習生1人当たり1,600ユーロの税控除
- ・見習生1人当たり1,000ユーロの補償金

見習訓練生の数
38.2万人(2006年3月時点)



受入企業(製造・建設・サービス)
1,300社程度

企業で働きながら、収入(最低賃金の一定割合)を得る



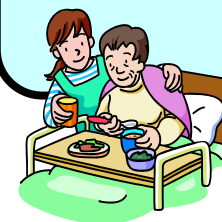
見習訓練センター
1,200箇所程度

年間400時間以上の座学を受講(中卒レベルから大学院レベルまで)



資格取得

(1,400以上の
職業資格の
取得が可能)



1年～3年

15歳以上26歳未満の若年者

1日8時間程度の就労・座学

就 労

全体の1/3程度

座 学

全体の2/3程度

I. 雇用④

(4) 緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○重点分野における雇用の創造

- ・介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

(ア)社会起業インキュベーション事業

NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。
このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

- ・休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制整備を踏まえた中国個人観光査証(ビザ)の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

- ・建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
- ・建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
- ・海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

重点分野雇用創造事業(仮称)の創設

概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、民間企業等に事業を委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出。

【基金対象期間】
(平成23年度末まで)
都道府県に造成した基金により実施

☆ 重点分野雇用創出事業(仮称)

- 介護、医療、農林、環境等の重点分野における雇用の創出を図る事業。
- 雇用期間は1年間。
- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上。
- 未就職卒業者の雇用に配慮。

☆ 地域人材育成事業(仮称)

- 地域失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得するための研修を行う事業。
- 上記重点分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業を対象とする。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。事業実施期間は1年以内。
- 受託した企業、NPO等は、雇用した失業者に対し、労働条件、市場実勢を踏まえ適切な水準の賃金を支給。
- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用は、OFF-JT、OJTに要する費用とする。
- 未就職卒業者の雇用に配慮。

創設

重点分野雇用創造事業(仮称)

重点分野雇用創出
事業(仮称)

地域人材育成
事業(仮称)

雇用創出

人材育成

既存事業

緊急雇用創出事業 4500億円

離職を余儀なくされた非
正規労働者、中高年齢
者等の一時的な雇用機
会の創出

雇用創出

厳しい財政制約の中、多様化する生活者のニーズに、従来型公共事業のみで対応していくことは最早困難。
→生活関連の公共サービスをきめ細かに提供できる「社会的企業」(NPOや社会起業家)の活動が不可欠。
→これにより、一時的ではない、持続的・安定的な雇用創出が実現。

諸外国の状況

○英国 ー既に、55,000以上の「社会的企業」が存在ー

・「CIC制度」(2004年から実施。1,300以上の企業が認定)

ー社会性・公益性の高い企業を「CIC(Community Interest Company)」として認定。その下で、企業は収益活動が可能に。

・「グラウンドワーク」(1980年代初頭から実施。約50のトラストのネットワークを持ち、専従スタッフ2,000人の英国最大級のNPO)

ー地域再生・環境改善などの事業活動を通じ、年間2,900人の雇用を創出(2007年)。事業規模は年間200億円程度。

○イタリア ー既に、7,300以上の「社会的協同組合」が存在ー

・「社会的協同組合(B型)制度」(1991年から実施。2,400以上の組合が認定)

ー雇用する30%以上が身体障害者などの不利な立場の人々で構成される協同組合に対し、行政からの随意契約や該当労働者への税制優遇等の支援を実施し、それらの者の就労を促進

我が国の状況

○地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援等の多様な生活関連サービス分野において、NPO・社会起業家が活動しているものの、雇用・事業規模において諸外国とは比較にならず、政府に代わって、公共サービスを提供できる主体となっていない。

【我が国における「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)の事例】

- ・河川や湖の再生を通じた環境教育の実践(日本型グラウンドワーク)
- ・自宅預かり型の病児保育事業
- ・社会起業家対象のインターンシップ
- ・雑誌販売によるホームレスの自立支援
- ・株主が村民で構成される企業による地域活性化

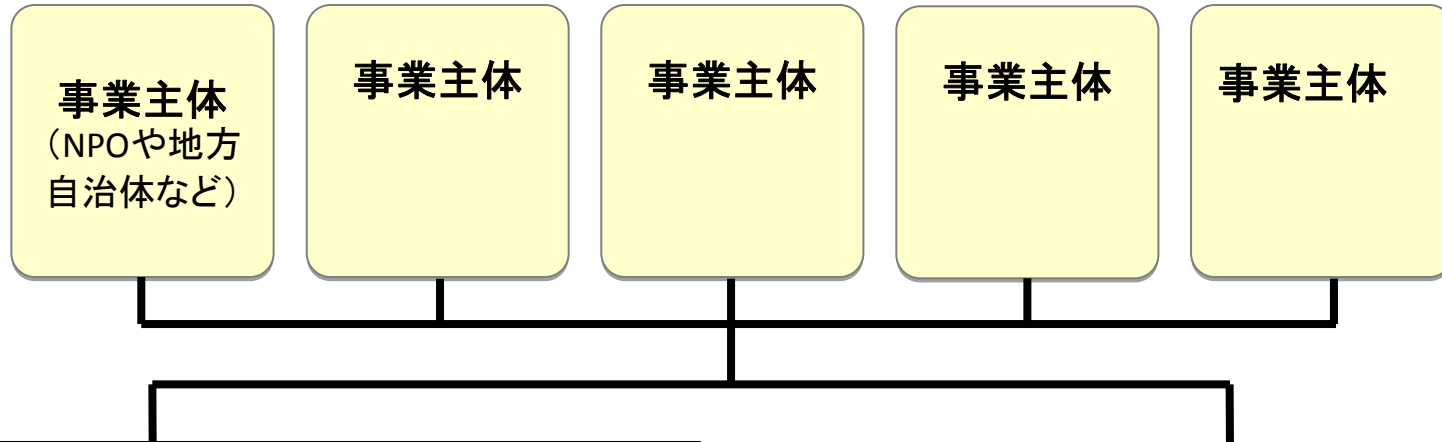
○雇用や起業を通じ、特に若者などを労働市場に結び付ける「新たな雇用の場」として、「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。
(「緊急人材育成支援事業」、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の活用)

地域社会雇用創造事業

- ◆NPO・社会起業家等の「社会的企業」に資金・人材面などの総合的支援を行い、地域社会における事業と雇用を加速的に創造
- ◆NPO等の民間事業者、地方自治体などに委託

社会的企業支援のための資金

コンペで5～7の事業主体(社会的企業支援基金)を選定・委託



社会起業インキュベーション事業 ー社会起業プラン・コンペティションなどー

- ・全体で、40回開催目途
- ・全体で800名を目途に、スタートアップ支援等のための「起業支援金」を提供。
(1人300万円を上限)

社会的企業人材創出・インターンシップ事業 ー社会的企業分野において、インターンシップを含め人材創出を図るー

- ・関連団体、学校等から幅広く人材を受け入れ。
全体で、12,000名を目途
- ・地域のNPO等にインターンシップを行うことなどにより人材創出

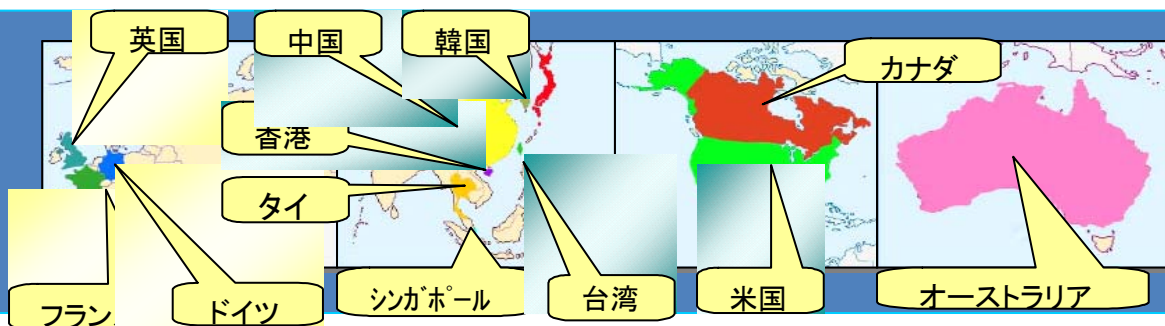
ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組み

2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、重点12市場を対象に、我が国の観光魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進。

重点市場

訪日旅行者数の多い12の国・地域

※このほか、有望新興市場（インド、ロシア、マレーシア）において調査を実施
（2009年度からフィリピン・インドネシア・イタリア・スペイン・ベトナム・メキシコ・GCC諸国においても調査に着手。）



認知度向上事業

我が国の観光魅力を発信するための事業

- 海外メディアの日本への招請、取材支援
- 海外のTVCM等による広告宣伝
- WEBサイトによる情報発信
- 海外の旅行博覧会等への日本ブース出展



香港・メディア招請事業
（仙台・2008年8月）



フランス・日仏観光交流年バス車体広告
（2008年3月）

誘客事業

魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援や、青少年交流の拡大に向けた事業

- 海外旅行会社の日本への招請、商談会の実施
- 訪日旅行商品の共同広告
- 訪日教育旅行の誘致



シンガポール・訪日教育旅行セミナー
（2008年8月）



大規模商談会・YÖKOSO! JAPAN
トラベルマート（2008年10月）

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

<具体的な措置>

○待機児童解消への取組

- ・地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- ・沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- ・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員(仮称)」の設置

- ・「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

<成長戦略への布石>

(1) 雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- ・非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

○雇用保険制度の機能強化

- ・非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- ・雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
- ・平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

(2) 「雇用戦略」の本格的な推進

- (1)のほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

「求職者支援制度」の創設

民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009年9月9日）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、公労使からなる労働政策審議会において検討を進める。

これまでの施策等

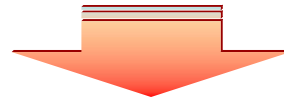
- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）を創設。（平成21年度補正予算で措置）
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施（給付は月10万円（扶養親族のある方は12万円））

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額10万円の手当（能力開発手当）を支給する「求職者支援制度」を創設する。
※工程表では平成23年度に創設

「連立政権樹立に当たっての政策合意」

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。



上記の内容を踏まえ、「求職者支援制度」について検討を進める。

雇用対策のこれまでの実施状況

雇用維持

- 雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【計画届受理状況(2009年10月) 事業所数 84,672件 対象者数 1,972,568人 3月～8月200万人超】
 - ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を4/5から9/10(大企業は2/3から3/4)に引上げ。【3月30日～】
 - ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
 - ・大企業の教育訓練費の引上げ。1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】
- 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
 - ・派遣先による中途解雇に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
 - ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出・再就職支援

- 雇用創出対策 7,000億円
 - ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業(基金)」(1,500億円 + 3,000億円積み増し)。
 - 【平成20・21年度事業計画における雇用創出数(10月22日時点) 約17万人分】
- 再就職支援・能力開発対策
 - ◇「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 - ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。
 - 【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(訓練計画認定件数1,765コース(定員数37,723人、受講者数(受講予定者含む)25,302人)[12月1日現在])。給付金の支給は8月14日以降順次開始(認定件数9,082件)[12月1日現在])】
 - ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用や職場体験・雇入れの支援。【7月10日より事業開始(受理求人数21,665人、求職者数34,179人、開始者数4,755人)[12月1日現在]】
 - ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月17日より事業開始(開始者数3,054人)[12月1日現在]】
 - ◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降随時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】
- 離職者訓練の強化
 - ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。【4月1日～】

セーフティネット・生活支援等

- 雇用保険のセーフティネット機能の強化
 - ・非正規労働者について適用を拡大、給付を拡充 【3月31日】
- 住宅・生活支援等
 - ・離職に伴い住居を失った者への、就労支援をあわせた入居初期費用等の資金貸付(最大で186万円の貸付)【11月27日現在貸付決定10,719件】
 - ・雇用促進住宅への入居あっせん。【11月27日現在 入居決定8,284件】
 - ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円(6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(8月まで) 累計 1,013件14,937人】
 - ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。 1,093億円 【10月から全国の自治体・社会福祉協議会で実施(住宅手当:10月末現在支給決定1,730件、総合支援資金貸付:10月末現在貸付決定1,020件)】
- 内定取消し対策、障害者雇用対策、外国人労働者支援
 - ◇内定取消し対策
 - ・企業指導強化(企業名公表制度を整備)。【4月末までに15社公表】 ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】
 - ◇障害者雇用対策
 - ・特定求職者雇用開発助成金の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) 334億円 【支給決定件数(10月) 886件】
 - ◇外国人労働者への支援 【6月1日より計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置、5月より就労準備研修の実施(11月26日までの受講者4,789人)】